

フィットテスト測定機器購入補助金のご案内

特定化学物質障害予防規則が改正され、令和5年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を行う事業者は、労働者の使用する呼吸用保護具に関して、1年以内ごとに1回フィットテストを行うことが義務付けられます。その実施環境を整備するため、フィットテスト測定機器を購入する経費の一部を支援する「**フィットテスト測定機器購入補助金**」が厚生労働省から交付されます。この機会にぜひご活用ください。

補助を受けることができる機関

次の（1）～（3）すべてに該当する労働衛生機関が対象です。

都道府県を別とする労働衛生機関の支部等は独立して交付の対象となります。

（1）3年以上業務を受託している次のいずれかの機関

①作業環境測定機関

②特殊健康診断実施機関

* いずれも、特定の関係企業・協力グループ会社等のみを対象として実施している機関は除きます。

（2）金属アーク溶接等作業を行う事業者からの求めに応じてフィットテスト測定を行う予定があること

（3）フィットテスト実施者に対する基本教育* 修了者が1名以上いること

* 「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」（令和3年4月6日付け厚生労働省通達）に基づく研修

補助の対象となる経費及び補助金の算定方法

次の（1）と（2）の額を比較して少ない方の額

（1）フィットテスト測定機器購入費の1/2

* 以下のものは補助の対象となる経費から除いてください。）

- オプション経費（別売品、チューブ、マスクアダプター、消耗品、保証サービス、校正、送料等）
- 消費税

（2）50万円

購入補助を受けることができるのは、1事業場（支部等）につき1台のみです。

補助金公募期間

第1期公募 令和4年8月1日～9月30日（必着）補助金の予定枠 8,000万円

第2期公募 令和4年11月1日～12月31日（必着）補助金の予定枠 2,000万円

* 審査委員会において審査し、補助金交付対象者を決定します。

* 第1期で対象とならなかった場合は、第2期に再申請できます。

注意

- この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められます。補助金の交付規程をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- この補助金によって購入したフィットテスト測定機器は適切に管理することが求められます。

申請手続きの流れ

① 募集期間内に、郵送等により申請	購入費用の見積りを行った上、補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし必要な添付書類を作成し、郵送申請してください
② 審査	事業場所在地や作業環境測定または特殊健康診断を実施した事業場数等を勘案し、審査します
③ 交付決定（不交付決定）	②の審査結果を基に交付決定通知（不交付決定通知）を発送します
④ 機器購入	交付決定通知が届いた後機器を購入してください 通知が届く前に購入した場合、補助金は交付されません
⑤ 購入報告及び補助金請求書を提出	購入報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し郵送申請してください。 必要書類は令和5年2月28日（火）までに申請窓口に着届くようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。
⑥ 補助金の交付	指定の口座に補助金が振り込まれます

交付申請に必要な書類

*** 全衛連ホームページからダウンロードし必要な書類を作成し、郵送申請をしてください**

- 1 フィットテスト測定機器購入補助金交付申請書（様式1）
- 2 事業場概要（別紙1）
- 3 フィットテスト測定実施計画（別紙2）
- 4 確認書（別紙3）
- 5 購入費用の見積もり

* 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

購入報告及び補助金請求に必要な書類

*** 全衛連ホームページからダウンロードし必要な書類を作成し、郵送申請をしてください**

- 1 購入報告及び補助金請求書（様式4）
- 2 納品書（写）及び請求書（写）
- 3 銀行取引明細書（振込証明書）（写）又は領収書（写）

申請窓口・相談窓口

全衛連（補助金交付事務代行事業者）

申請書提出先 〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハルビル5階

（公社）全国労働衛生団体連合会 フィットテスト測定機器購入補助金 宛

（郵便事故防止のため、レターパックなどで郵送することをお勧めします）

申請書類等の入手 (<https://www.zeneiren.or.jp/fittest/index.html>)

相談等 Tel : 03-6453-9969 (平日 午前10時～午後5時)

メールアドレス : hojokin@zeneiren.or.jp

全衛連では、補助金申請に関する各種相談にも対応しています。お気軽にご相談ください。